

4障福第2085号
令和5年3月15日

各市町村長 殿

愛知県福祉局長
(公印省略)

令和5年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修の
実施について (通知)

標記について別添「令和5年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新
研修実施要領」(以下「要領」という。)により実施します。

つきましては、貴市町村内における障害福祉サービス事業者等に周知していただきますよう
お願いいたします。

なお、下記の事項に御留意いただくようお願いいたします。

記

1 受講申込みについて

- (1) 申込みについては、「あいち電子申請・届出システム」から申込みをしていただきます。
- (2) 愛知県障害福祉課のホームページでも要領及び申込方法等を公開する予定です。
(ホームページの掲載箇所 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/kenshu-sabikan.html>)

2 申込に当たっての留意事項

- (1) 電子申請(「実施要領8」参照)
 - ・ 研修修了証等の写し【添付データ】
(「サービス管理責任者等研修」(複数枚ある場合は全て)及び「相談支援従事者初任者研
修(講義部分)」)

(2) 申込期間

愛知県への申込みは、令和5年3月20日(月)午前10時から令和5年4月26日(水)
午後5時までです。

3 受講決定について

令和5年5月下旬までに、愛知県から申込者への通知を予定しています。

4 注意事項

平成30年度までに研修要件を及び実務経験を満たし、サービス管理責任者等研修を修了
した者は、令和元年度から令和5年度までの間はサービス管理責任者・児童発達支援管理
責任者として従事可能ですが、令和6年4月以降も引き続きサービス管理責任者・児童発
達支援管理責任者として従事される方は、令和5年度末(令和6年3月31日)までに「サ
ービス管理責任者等更新研修」を受講する必要があります。

令和5年度は、1回目の更新研修受講の最終年度となっております。そのため、令和5年

度末までに更新研修を修了できなかった場合は、実践研修を受講することになります。資格を更新できない場合、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置等にも関わってくるため、対象者が申請漏れにならないよう、必ず周知の徹底をお願いします。

担 当 障害福祉課地域生活支援グループ 城田
電 話 052-954-6292(ダイヤル)
メー ル shogai@pref.aichi.lg.jp